

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 3 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800093号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年4月1日から平成6年4月1日まで

私は、高校生の時からA社でアルバイトとして勤務し、卒業後の平成4年4月1日からは同社で正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社における被保険者資格取得日は平成6年4月1日になっている。しかしながら、請求期間当時に病院で受診した時には同社から交付された健康保険証を使用していたので、請求期間は厚生年金保険の被保険者期間のはずである。

調査の上、平成4年4月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び同社の複数の元従業員の回答又は陳述により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された平成5年11月16日から平成6年5月15日までの賞与査定表とする資料(写)によると、請求者については平成6年4月から出欠日数の記載が開始されていることが確認できるところ、同社の事業主は、当該資料は正社員を対象としたものであり、請求者は同年4月から正社員として勤務し厚生年金保険に加入させたと思われ、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答又は陳述している。

また、オンライン記録において、請求期間の全期間又は一部期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、23名を抽出し照会したところ、回答を得た6名からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができなかった。

さらに、請求者は請求期間当時、A社から交付された健康保険証を使用して病院で受診していた旨陳述しているが、請求者の父親が加入していたB共済組合は、請求者は、昭和48年12月3日から平成6年4月1日まで請求者の父親の被扶養者として認定している旨回答してい

る。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者は、平成6年4月1日にA社において資格取得していることが確認でき、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。